

令和7年1月15日

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

福島信用金庫（理事長 樋口 郁雄）では、下記の通り、特殊口座の新規開設申込受付時・口座名義変更時における「破産管財人等特殊口座開設手数料」を新設しましたので、お知らせいたします。

当金庫では、引き続きお客さまのニーズに応じたサービスを提供してまいります。

記

1. 内容

手数料名	破産管財人等特殊口座開設手数料	
対象となる 口座名義	<ul style="list-style-type: none">破産管財人相続財産清算人(管理人)不在者財産管理人遺言執行者遺産整理受任者	新規口座開設時または他の口座からの名義変更を対象 ※当金庫が取次ぎを行う遺言信託・遺産整理業務に付随する口座の場合、手数料徴収の対象外
手数料額	11,000 円（税込、1 口座あたり）	

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

2. 実施日

令和7年2月3日（月）

以上